

各国の宗教の自由に関する報告、2011 年
米国国務省民主主義・人権・労働局

インドネシア

概要

憲法は宗教の自由を保護しているが、一部の法律や規則は宗教の自由を制限している。一般的に、政府は正式に認められた 6 つの宗教の自由は尊重していたが、当該年には、宗教の自由に対する権利の保護の状況がある程度、悪化した。保護の実施において、いくつかの重大な欠落が存在したのである。中央政府は宗教問題に対する権限を有しているが、憲法で規定されている権利を制限する地域のいくつかの規則や法令を撤廃することに失敗した。地方政府は、認められていない宗教グループ、ならびに「社会の基準から逸脱している」と考えられているグループに制限を加えた。正式に認められた 6 つの宗教グループ以外のグループのメンバーは、依然として、結婚や出生の住民登録ならびに身分証明書の発行において、いくつかの公的な差別を経験している。2011 年、26 以上の地方政府は、アフマディー教団に制限を加える法律を制定した。そして、中央政府は、インドネシア・キリスト教 (GKI) のヤスミン教会の西ジャワ州ボゴールにおける建設を許可した最高裁判所の決定を実行に移すことを怠り、ボゴールの市長が裁判所の決定を無視するのを容認した。また、中央政府は、攻撃を防止したり、非国家的組織が宗教グループを差別したりするのに対処することも怠った。更に、一部のケースにおいては、暴力を行った人々にその責任を取らせることも怠ったのである。

宗教への帰属、宗教的信念、あるいは宗教的实践に基づく社会悪や差別の報告件数が増加した。一部の強硬なイスラム教徒は宗教多元主義に反対し、他の宗教グループに、あるいは自らのイスラム的価値に反するとみなされる活動に対して攻撃を加えた。2 月 6 日、1,000 人以上の集団がバンテン州チケウシクのアフマディー教団のコミュニティを攻撃し、3 人を殺害し、5 人を負傷させた。現場にいた警察官は、その攻撃に介入することを怠った。また、一部の強硬なイスラム教徒は、暴力を振るうと共に、教会や礼拝所を閉鎖するよう脅した。それらの教会や礼拝所の一部は、法律で求められている政府への登録を行っていなかった。2011 年の末、それらの礼拝所は閉鎖されたままであった。

米国政府は、人権保護を促進する全体的な政策の一環として、インドネシア政府ならびに市民社会の指導者たちと宗教の自由について定期的に話し合った。米国大使館は、交流ならびに市民社会発展プログラムを通して宗教の自由と宗教的寛容を促進すると共に、公的

なアウトリーチ活動と文化プログラム活動の大部分を、多様性と宗教の自由の尊重を強調するメッセージを発信する活動に費やした。

セクション I : 宗教人口

2010 年の国勢調査（利用可能な最も新しい国勢調査）によると、人口の約 87 パーセントがイスラム教徒で、7 パーセントがプロテスタント教徒、3 パーセントがローマ・カトリック教徒、そして 1.5 パーセントがヒンドゥー教徒である。その他の宗教の信者（仏教徒、伝統的な土着宗教の信者、儒教の信者、キリスト教の様々な宗派の信者、そして、国勢調査の質問に回答しなかった人々）は、人口のおよそ 1.25 パーセントを占めている。

インドネシアのイスラム教徒の圧倒的多数はスンニ派である。インドネシアの 2 億 700 万人以上のイスラム教徒の中で、シーア派の人数は 100 万から 300 万と見積もられている。また、小規模のイスラム組織も数多く存在している。信者が 200,000 人－400,000 人のアフマディー教団カーディアン派（Qadiyani）もそのひとつである。また、より小規模なグループであるアフマディー教団ラホール派（Lahore）も存在している。その他の小規模なイスラム教団には、al-Qiyadah al-Islamiya、Darul Arqam、Jamaah Salamulla（Salamulla 信徒）、インドネシアイスラム教普及協会（Indonesian Islamic Propagation Institute）などがある。

マルク州セラム島の「Naurus」を始めとするいくつかの土着の宗教グループは、ヒンドゥー教や精霊信仰などを取り入れており、プロテスタントの教えを採用しているグループも少なくない。

インドネシアにおけるシーク教徒（Sikh）の数は少なく、10,000 人から 15,000 人と見積もられている。彼らの大半はメダンとジャカルタに居住している。

主にジャワ、カリマンタン、パプアに居住しているおよそ 2,000 万の人々は、様々な伝統的信念体系（集合的に「Aliran Kepercayaan」と呼ばれることが多い）を実践している。彼らの多くは自らの信仰を政府が認めている宗教のひとつと結び付けており、その認められている宗教の名で登録している。

ジャカルタとスラバヤには、ユダヤ教徒の小規模なコミュニティがある。バハーイ（Baha'i）教徒のコミュニティは数千人の信者がいると報告されているが、確かな人数は不明である。自らを宗教的な組織ではなく霊的な組織であると考えている Falun Dafa（あるいは Falun

Gong（法輪功）は、数千人の信者を持っていると主張している。信者のほぼ半数は、ジョクジャカルタ、バリ、メダンに居住している。だが、信者の正確な数は不明である。

セクションⅡ：宗教の自由の尊重に関する政府の立場

法的／政治的な枠組み

憲法は宗教の自由を保護しているが、一部の法律、政策、および地域の規則は宗教の自由を制限している。内務省は、国の法律に違反している地域の規則を調査し、それを無効にする権限を有しているが、宗教の自由に反している一部の地域規則の取り消しは行わなかった。憲法は、「自らの宗教あるいは信念に従って崇拝する権利をすべての人に与えており」、「国家は唯一かつ最高の神によって成り立っている」と記述している。国のイデオロギーであるパンチャシラ（Pancasila：憲法に規定されている建国 5 原則）の最初の原則においても、唯一の神に対する同様の信仰が宣言されている。政府は、それを信仰しないことを認めていない。政府の職員は、国家の、そしてパンチャシラのイデオロギーに対する忠誠を誓わなくてはならない。国家および地方レベルのその他の法律および政策は、特定の種類の宗教活動、特に、承認されていない宗教グループならびに承認されている宗教グループの「逸脱」派の宗教活動に制限を加えている。

アチェ州は、シャリア（イスラム法）を執行することが国法で認められている唯一の州である。この州の非イスラム教徒は、シャリアを遵守することが免除されている。アチェ州はシャリアに基づく刑法を採用しており、法律の違反者には身体的な刑罰を科している。アチェ州以外の地方政府にもシャリアの要素を取り入れた法律があり、女性および宗教的少数派の特定の権利を無効にしている。

宗教省は、次の 6 つの宗教グループに公的な地位を与えている。それは、イスラム教徒、カトリック教徒、プロテスタント教徒、仏教徒、ヒンドゥー教徒、そして儒教の信徒である。承認されていないグループは、社会的な組織として文化・観光省に登録することができる。それらの未承認のグループは礼拝所を設立し、身分証明書を入手し、結婚および出産を登録する権利を有してはいるが、その権利を行使する際に行政的な困難に直面することがしばしば発生する。一部のケースにおいて、そのような困難に遭遇した人々は職を見つけれたり子供を学校に入れたりするのが更に困難になる。現在、身分証明書の申請者が「宗教」欄に何も書き込まないことは法的に受け入れられている。だが、一部の人々は、そうしようとした際に障害に直面したことを報告している。

政府は、伝統的信念体系（Aliran Kepercayaan）を、宗教ではなく文化的表明として実践することを許可している。Aliran Kepercayaan のグループは、地区あるいは州のレベルにおいて文化観光省に登録しなければならない。地方当局は、一般的には、自らの信念に従って活動するそのグループの権利を尊重した。

2008 年、政府は合同閣議決定を行い、アフマディー教団カーディアン派の特定の活動を禁止した。その決定では、特に、アフマディー教団による改宗活動と、アフマディー教団に対する自警行為が禁止された。改宗禁止に違反した場合は、神への冒涇の罪により最高で懲役 5 年の刑に処せられる。だが、その決定では、アフマディー教団が礼拝すること、あるいは、自らのコミュニティの中で活動することは禁止されていない。強硬派のグループ、ならびに、政府が任命した団体である「神秘主義信仰監視連絡委員会（Coordinating Board for Monitoring Mystical Beliefs）」は、アフマディー教団の全面的解体を支持した。宗教大臣も、アフマディー教団の解体を公然と支持した。2011 年、いくつかの州ならびに地方政府は、アフマディー教団を対象とする法令を定め、2008 年の合同閣議決定における制限事項を強化・補足した。更に、アフマディー教団の宗教的表現を更に制限する法令を定めた州は、法令の対象地域に東ジャワと西ジャワを含めた。

2010 年の 4 月、憲法裁判所は 1965 年の冒涇法を支持し、政府は安全保障上の配慮に基づいて宗教の自由に制限を加える権限を有する、との見解を発表した。冒涇法では、違反者に対して最高で 5 年の懲役が科せられる。

政府は、正式に承認された 6 つの宗教グループに対して、宗教省ならびに他の省庁の命令に従うことを要求している。例えば、礼拝所の建設に関する改定合同閣議決定（2006 年）、インドネシアの宗教機関に対する海外援助（1978 年）、宗教の伝道活動のガイドライン（1978 年）などに関する命令である。

2006 年の礼拝所の建設に関する改定合同閣議決定では、礼拝所の建設を希望する宗教グループには、少なくとも 90 人のメンバーの署名を得ること、また、同じコミュニティの他の宗教グループの 60 人のメンバーから建設への同意書を獲得することを求めている。その決定では、更に、地域の宗教省事務所と宗教調和フォーラム（FKUB）からの承認も要求されている。FKUB は、ときには建設を阻止することもあるが、いくつかの地域では、各宗教グループ間の良好なコミュニケーションの促進に寄与した。

インドネシアの宗教機関に対する海外援助においては、国内の宗教組織が宗教省の承認を受けてから海外の資金提供者からの資金を受領することを求めている。また、宗教の伝道

活動のガイドラインでは、大半の状況下において、承認されている宗教グループのメンバーを改宗させることが禁止されている。

2002 年の児童保護法によれば、「トリックおよびまたは嘘」（解釈の範囲が広がる可能性がある）によって未成年者の本来の信仰を他の宗教の信仰に変えさせた場合は、最高で 5 年の懲役に処せられる。

2003 年 11 月の大統領命令により、シャリア法が正式に施行され、アチェ州にシャリア裁判所が設立された。それ以来、アチェ州の政府は 3 つのシャリア法を成立させた。そのひとつは男女の関係に関する法律で、他の 2 つはアルコールの摂取とギャンブルを禁止する法律である。非イスラム教徒は、その法律の対象から除外されている。しかし、2007 年以降、アチェ州では次第にシャリア法が執行されなくなっている。

シャリア法のより重大な違反に対する刑罰には、むち打ちの刑が含まれる場合がある。アチェ州でむち打ちの刑を受ける人物は、服をたくさん着込んでいるときには何枚も重ね着している。また、むち打ちの強さを事実上制限する規則も制定されている。

多くの地方政府は、シャリア法に触発された規則（厳密にはシャリア法に分類されていない規則）の実施を試みている。9 月 4 日、「*Tempo*」マガジンは、インドネシアにはシャリア法に触発された地域規則が 150 以上存在していると報告した。それらの規則は非定期的に執行されていると共に、イスラム教徒のみに適用されているが、多くのイスラム教研究者ならびに人権活動家は、それらの規則は女性に対する差別を生み出している、あるいは増加させていると主張している。一部のケースにおいて、それらの規則は女性のイスラム教徒が公的な場でヘッドスカーフを着用することを求めていると共に、女性のイスラム教徒がスカーフを着用していないときに政府のサービスを受けることを禁止している。また、それらの規則は、イスラム教徒である公選役職者、学生、公務員、そして、結婚許可を申請する個人がアラビア語のコーランを読む能力を持っていることを求めていると同時に、イスラム教徒のアルコール摂取とギャンブルを禁止している。更に、その他の規則は、ラマダン月の日中に食料や飲料を販売することを禁止していると共に、ザカート（喜捨）を支払うことや施し物を提供することを義務付けている。例えば、バンテン州のパンデグララン県とセラン県の規則は、小学校の児童が夕方にコーラン学校に参加することを義務付けている。高等学校に入学するためには、コーラン学校からの証明書が必要となる。しかし、生徒たちは、コーランを読むことができる場合は、実際にその学校に通わなくても証明書を入手することができる。

人権活動家は、シャリアに基づく規則は憲法に違反していると主張すると共に、憲法上の司法権を発動してそれらの規則を取り消すよう、あるいは見直すよう政府に要求した。2011年、内務省は351の地域規則を無効にした。その中の9つの規則は、いくつかの地区および都市でのアルコール飲料の販売を禁止するものであった。

1974年の結婚法は、限られた条件下での場合を除き、公務員の一夫多妻制を違法としている。イスラム教徒を対象とする結婚法はシャリアに基づいており、同法では等しく養えるのであれば、男性が妻を4人まで持つことができるとしている。男性が第二、第三、あるいは第四の妻を獲得するためには、裁判所からの許可を得ると共に、第一の妻からの同意を得なくてはならない。だが、現実的には、それらの条件が常に要求されるとは限らない。多くの女性が社会的な圧力に遭遇しており、そのために拒否するのが困難になっていると報告されている。イスラム教徒の女性グループは、結婚法の改正が必要かどうかを巡って、依然として分裂している。2007年、憲法裁判所は、2人以上の妻を得たいとの夫の要求を配偶者が拒否する権利を認めた。結婚法における一夫多妻制への制限は憲法にもイスラムの教義にも違反しておらず、その制限は女性の権利を保護するために必要である、との裁定を下したのである。イスラム教グループのいくつかのメンバーは、その裁定は自分たちの宗教の自由を制限するものとみなしている。

2008年、大統領は反ポルノ法に署名した。だが、いくつかの州は、その法律は宗教的、文化的な表現を制限すると共に、イスラム教の慣習の保守的な解釈の遵守を市民に押し付けるものであるとして、その執行を拒否した。反ポルノ法では、わいせつな行為やわいせつな画像（映像）が禁止されており、ポルノは「絵画、スケッチ、イラスト、写真、文章、声、音、映画、アニメーション、漫画、詩、会話、ジェスチャーなどの形態の、人間が作り出した性的なものである」と定義されている。また、反ポルノ法では、「性的欲望を刺激する」恐れのある公演も禁止されている。バリ州の知事は、反ポルノ法はヒンドゥー教の伝統的な踊りや習慣とは相容れないものである、と述べた。更に、この法律は、インドネシアの多くの地域で着用されている伝統的な衣服も排斥することになると思われる。2010年3月、憲法裁判所は、反ポルノ法は憲法に違反しないとの見解を発表した。

離婚は、引き続き、すべての宗教の信徒が利用することのできる法的な選択肢のひとつだが、離婚を希望するイスラム教徒は、一般的にはイスラム教に基づく家庭裁判所制度を利用しなければならない。一方、非イスラム教徒は国の裁判制度を利用している。離婚の場合、証拠に関して女性は男性に比べてより重い負担を負うことが多い。イスラム教に基づく家庭裁判所制度では特にそうである。法律は、前夫が扶養手当あるいはそれに相当する金額を支払うことを求めているが、執行機構が存在していないため、離婚した女性がその

ような支援を受けることは滅多にない。

政府は、メッカ巡礼を計画することに対して排他的な管理権を有している。宗教省は、メッカ巡礼時には巡礼者にガイダンスやサービスを提供し、巡礼者を保護すると共に、巡礼に関係する費用を決定する。

国家教育法に基づき、学生から要求された場合は、6つの正式な宗教に関する宗教教育を施すことが求められる。

宗教的なスピーチは、同じ宗教グループに対して行い、他の宗教グループのメンバーの改宗を意図していない場合に許可される。

テレビの宗教番組の放送は、認められている宗教グループのものは制限されていない。

宗教的資料の発表や宗教的シンボルの利用は許可されている。しかしながら、政府はそれらの資料を他の宗教グループに配布することを禁止している。

宗教グループと社会組織は、宗教的なコンサートや公開イベントを開催する際には、許可を得なくてはならない。政府は、それらの活動が同じ地域の別の宗教グループのメンバーから強く反対される恐れがない場合は、一般的には、それらを偏見なく許可している。

外国の宗教従事者は、宗教従事者のビザを取得しなければならない。また、外国の宗教組織は、地域の宗教グループに何らかの種類の支援（現物支給、人的支援、あるいは金銭的支援）を提供する際には、宗教省からの許可を得なくてはならない。

法律は、雇用、住宅供給、あるいはヘルスケアにおいて、認められた宗教グループを差別していない。

政府は、次の宗教的休日を国の休日に指定している。それは、預言者昇天日、イドル・フィトリ（Eid al-Fitr：断食月明けの祭日）、イドル・アドハ（Eid al-Adha：犠牲祭）、イスラム教の新年、聖金曜日、キリスト昇天日、預言者モハメッドの誕生日、クリスマス、仏教徒の休日であるワイサック（Waisak）、チャイニーズ・ニューイヤー、そして、ヒンドゥー教の休日であるニュピ（Nyepi）である。バリ州では、ヒンドゥー教のその他の休日も地域の休日として認められており、バリの人々はサラスワティ・デイ（Saraswati Day）、ガルンガン（Galungan）、クニンガン（Kuningan）には仕事は休みになる。

政府の活動

政府は宗教の自由を侵害しているとの報告がなされている。インドネシアには宗教多元主義という長年の伝統があるが、一部の法律、政策、そして公的な活動は、宗教の自由を制限している。政府は、不作為により、宗教的信念に基づく個人への暴力、虐待、および差別を防止することをしばしば怠った。

非政府組織（NGO）は、2011年には政府による宗教の自由への侵害の件数が増加したと報告した。ワヒド・インスティテュート（Wahid Institute）は、2011年には政府による宗教の自由への侵害が93件発生したが、2010年は64件であった、と報告した。また、セタラ・インスティテュート（Setara Institute）は、2011年には政府による宗教の自由への侵害が105件発生したと報告した。

政府は、冒涇法に基づいて個人を拘束・投獄した。宗教的信念や宗教に関する意見を表明したことで拘束・投獄された人物もいた。例えば、2月8日、中部ジャワ州のトゥマンガン市において、Antonius Richmond Bawengan氏は冒涇法に基づいて懲役5年の刑に処せられた。2010年10月、Bawengan氏は「イスラム教に反する」とみなされる本を配布したことで告訴されたのである。同氏の論文はカトリック教会にも批判的であったと報告されている。

更に、何人かの人々は、宗教に関する個人的な表現に関係して冒涇法に違反した疑いで尋問を受けた。あるケースでは、6月15日、中部ジャワ州のソロにおいて、多元主義に賛成するメッセージが書かれたTシャツを着ていたことで、ある人物が冒涇法違反に問われた。その人物と、そのTシャツを購入した友人は、イスラム防衛戦線（FPI）のメンバーがTシャツの購入を非難した後に、尋問を受けた。2011年の末になっても、そのケースがその後どうなったのかは報告されなかった。

社会紛争や差別への対処に失敗した結果、宗教グループの大量のメンバーが再定住を余儀なくされるケースが発生した。アフマディー教団の宗教グループの100人を超すメンバーは、ロンボク島マタラムのTransitoキャンプで国内避難民（IDP）として扱われている。彼らは集団的な暴力行為によって家を追われた2006年以降、そのキャンプで生活している。自宅の住所を持たない大半のキャンプ民は、依然として身分証明書（KTP）の入手が困難な状態で、その結果、無料の医療サービスの提供や地方選挙のための有権者登録を拒否されるケースが発生している。Transitoキャンプの状況は依然として厳しく、居住空間が極

めて狭い上に、水へのアクセスも制限されている。アフマディー教団の IDP は、もはや、地方政府による米、水、あるいは電気の供給を受けていない。子供たちは地域の学校に通ったが、彼らはいじめの対象となった。2009 年 7 月、アフマディー教団の IDP は地方政府に自らの財産に対する補償を求めたが、2011 年の末の時点で、その問題は未解決のままであった。

NGO は、改宗を公式に促進するケースが発生している、と主張した。その活動では、政府によって正式には認められていない宗教グループおよびその「分派」のメンバーに特別な焦点が当てられている。地方政府は、アフマディー教団のコミュニティのメンバーにイスラム教の主流に戻るよう説得している、と報告されている。インドネシア国軍 (TNI) および国家警察の地方代表者も、同じような活動を行う場合があった。NGO は、TNI は西ジャワ州においてアフマディア信者に正統派のイスラム教に戻るよう説得した、と報告した。

政府の高官は、公式な声明においてアフマディー教徒を正統派のイスラム教に改宗させることを賞賛した。宗教大臣の **Suryadharma Ali** 氏は、10 月 14 日の声明においてそのような改宗を賞賛し、それはアフマディー教団の活動に制限を加える上で有効になる、とコメントした。

政府が許可した礼拝所の閉鎖、ならびに礼拝所の建設の自由に関する諸ケースは、2011 年を通して問題となった。最も注目を集めたのは、西ジャワ州のボゴール市にある **GKI** ヤスミン教会のケースであった。ボゴール市の政府は、2006 年にはヤスミン教会の建設を許可していた。しかし、2008 年に市当局の決定がなされた後、その建設は停止させられたのである。教会は、その市レベルの決定に異議を唱え、裁判所に訴えた。2010 年 12 月、最高裁判所は教会の建設を認める決定を下したが、市政府はその決定に従わなかった。ときおり、地域の治安警察 (**Satpol PP**) とボゴール市の警察は、教会の敷地へのアクセスをブロックした。例えば、3 月 20 日、警察は信徒たちが教会の敷地に入って礼拝サービスに参加しようとするのを阻止した。2011 年を通して、教会で日曜日に行われるサービスに参加しようとした信徒たちは、強硬派の組織からの脅しに直面した。

ランブン州 **Sidorejo** にあるバハーイ教徒のコミュニティの 2 人のメンバーは、児童保護法に基づく訴訟に直面した。自らが監督する子供のクラスにおいて、自らの宗教の教義を教えたと言われたのである。2 人のうちの 1 人は 2010 年 6 月に拘束・起訴された。もう 1 人は 2010 年 7 月に拘束された。彼らの裁判は 2010 年 9 月に始まり、2010 年 11 月に判決が下された。2 人とも、児童保護法に違反した罪で 5 年の懲役に処せられたのである。裁判の傍聴人は、法廷はイスラム強硬派グループの支持者たちに圧倒されることが少なくなかった、

と報告した。有罪判決を受けた 2 人は、地方裁判所の決定を不服として控訴した。その後、最高裁判所は 2 人の有罪判決を支持し、4 月 29 日に 5 年の懲役刑を言い渡した。その年の末において、2 人は依然として投獄されたままであった。

サウンド・オブ・ホープ (Sound of Hope) のネットワーク及び法輪功運動と関係があるラジオ局の Erabaru ラジオを巡る紛争は、2010 年を通して続いた。2010 年 10 月、Erabaru ラジオは行政裁判所で勝訴を勝ち取った。最高裁判所の決定が下るまで暫定的に放送を行う権利が認められたのである。3 月 22 日、そのラジオ局の創設者である Gatot Machali 氏は「許可なく放送し、近隣の周波数を混乱させた」とされる刑事事件において罪に問われた。9 月 6 日、裁判所は同氏に 6 ヶ月の執行猶予と罰金の支払いを言い渡した。Machali 氏はその判決に異議を唱えた。その上告の取り扱いは年末の時点でまだ行われていなかった。それとは別に、9 月 13 日、様々な政府機関の職員のチームが Erabaru ラジオを襲い、放送装置を押収した。職員たちは、このラジオ局からの信号が付近を航行する航空機の飛行を妨害した、と主張した。11 月 2 日、バタム周波数監視委員会 (Batam Frequency Monitoring Board) は、別の刑事事件の容疑者として Machali 氏を告発した。

その年、いくつかの地方政府はアフマディー教の自由な実践活動を制限あるいは禁止する法令を成立させた。それらの法令の文言は曖昧な場合が多かったが、インドネシア聖職者 (Ulema) 会議 (MUI) はその法令を直接的に支援し、コミュニティのメンバーが公の場で礼拝するのを制限すると共に、あるケースにおいては、地域で公共的な活動を行うのを禁止した。それらの法令は、アフマディーの信者が個人的に礼拝することに対する法的効力は持っていないが、彼らのコミュニティに対する社会的差別をもたらすことが少なくなかった。例えば、10 月 13 日に西ジャワ州のブカシ (Bekasi) で制定された法令は、アフマディー教徒が個人的に礼拝する権利を明確に禁止するものでも保護するものでもなかった。報告によると、ブカシで法令が制定された後、アフマディーのコミュニティのメンバーたちは強硬派グループからの脅威を感じたため、警察の保護の下で礼拝を行うことを余儀なくされた。

地方政府は、アフマディーのコミュニティが自らの宗教の自由な活動を行うのを禁止することに加えて、保安組織に彼らの活動を監視するよう促した。

地方政府は少数派の宗教グループに制限を加えたが、バンダアチェ市が Millata Abraham の分派を禁止した行為も、その中のひとつであった。その禁止令は、4 月 6 日に署名され、発効した。その後、バンダアチェ市は Millata Abraham の信奉者たちに市のイスラム事務所へ報告に来るよう要求した。その表向きの目的は、「社会復帰」をさせると共に、「彼ら

に正しい道を歩むよう教えること」にあった。

政府の職員は、宗教的なシンボルの展示を禁止することがあった。その表向きの目的は、担当地域の安定性を維持することであった。北スマトラ州タンジュン・バライ（Tanjung Balai）市の職員は、仏陀の銅像建設を許可した後、銅像を当初の場所から他に移すよう要求した。その要求は、強硬派の宗教グループから圧力を受けて行われたと伝えられている。4月1日、宗教省のある職員もその銅像の撤去を要求した。だが、中央政府内で議論がなされた後、政府は銅像を引き続き当初の場所に設置することを許可した。

インドネシアの多くの建物と同様に、宗教的な建物や礼拝所にも障害者によるアクセスの問題が存在した。政府は、アクセス性を要求している法律を効果的に執行することはしなかった。従って、事実上、障害を持つ人々が自らの宗教を実践することが制限されているのである。

2010年3月、地方当局は西ジャワ州ブカシ市の Pondok Timur にあるバタク・プロテスタント教会（HKBP）を閉鎖した。教会のメンバーは6月まで封鎖された建物の中で礼拝を行ったが、地方政府は再度、教会を封鎖した。それゆえ、信者たちは野外で礼拝を行ったが、FPI やイスラム信者フォーラム（Forum of Islamic Believers）などを始めとする強硬派グループのメンバーたちに攻撃された。ラマダンが終了した後の2010年9月、FPI のメンバーは教会の牧師である Luspida Simandjuntak 氏を襲い、教会の長老の Asia Sihombing 氏を刺した。FPI のブカシ市の旧指導者を含む FPI の12人のメンバーは、その攻撃を行ったことで起訴された。2010年11月、HKBP の指導者はブカシ市に対する訴訟を取り下げた。そして市長は、礼拝所を建設するための土地を教会に提供することに同意した。裁判が行われた後の2月24日、Simandjuntak 氏と Asia Sihombing 氏を襲った FPI の12人のメンバーは5ヶ月から7ヶ月までの懲役刑を受けた。FPI のブカシ支部の旧指導者であった Murhali Barda は、その攻撃において果たした役割に対して、5ヶ月と15日の懲役刑に処せられた。

住民登録制度においては、引き続き、認められた6つの宗教グループのいずれにも属していない人々が差別されている。結婚および住民登録に関する2007年の規則では、Aliran Kepercayaan の信者の結婚が正式に認められているにもかかわらず、精霊信仰者、バハーイ教徒、および、その他の小規模な宗教グループのメンバーは、出生あるいは結婚を登録する際にときおり困難に遭遇することがある。Aliran Kepercayaan の信者の権利を擁護している NGO の Trimulya Foundation によれば、信者たちは結婚を登録できない場合がある。

異教間のカップルも、依然として結婚および結婚の正式な登録に対する障害に直面しており、結婚登録の前に必要となるセレモニーを行ってくれる聖職者を探すのが困難になる場合が多い。その結果、一部のカップルは外国に移動して結婚し、その国の大使館に結婚を登録している。ヒンドゥー教の信者たちは、正式に認められた宗教グループのひとつであるにもかかわらず、長距離を移動して結婚登録を行わざるを得ないことが多い、と述べている。というのは、多くの農村地帯において、地方政府は登録を行うことができない、あるいは行おうとしないからである。例えば、西ヌサトゥンガラ州でヒンドゥー教の信者と非ヒンズー教徒が結婚する場合は、村の長や社会的指導者たちとの会合を持つなど、複雑なプロセスを経なくてはならない。だが、それらの指導者たちは、その会合においてカップルに結婚を思い止まらせることがある。

結婚あるいは子供の誕生の登録を妨害されたカップルは、実際には、認められている宗教のひとつに改宗したり、あるいは、6つの宗教のうちのひとつに所属しているふりをすることがある。結婚あるいは出生を登録しないことを選択した人々は、子供の出生証明書入手することができなくなるなどの、将来におけるリスクを冒すことになる。出生証明書は、学校に入学するとき、奨学金を得るとき、そして公務員になるときに必要となるのである。

人権団体は、引き続き、認可されていない、あるいは少数派の宗教グループからの身分証明書（KTP）発行申請を拒否した地域の住民登録担当官についての散発的な報告を受け取っている。住民登録規則は、宗教の欄に何も書き込まないこと、あるいは「その他」を選択することを許可しているが、身分証明書の発行は地方の機関が行っているために、一部の地域では規則が守られていないのである。認可されていない宗教グループの人々は、自らの宗教とは異なる宗教で登録する方が容易であると考えている。従って、発行された身分証明書は、該当者の宗教を正しく反映していないことになる。例えば、一部の精霊信仰者はイスラム教の身分証明書を受け取っているのである。多くのシーク教徒たちは、ヒンドゥー教徒として身分証明書と結婚証明書の発行を受けている。同様に、一部のユダヤ教徒たちもキリスト教徒あるいはイスラム教徒として登録している。身分証明書を持たない一部の市民たちは、就職が難しくなっている。いくつかの NGO ならびに宗教擁護団体は、引き続き、身分証明書から宗教のカテゴリーを削除するよう政府に要求しているが、進展は見られていない。

地域の FKUB は、部分的には、異教徒間のフォーラムあるいは調停機関として機能することが意図されているが、多数派の宗教グループに支配されていることが多い。従って、少数派グループへの免許の交付に反対する、あるいは引き延ばす可能性がある。西ジャワ州

でのいくつかのケースでは、複数の小さな教会が免許を取得する際に困難に遭遇した。
FKUB の中に反対者がいることが多かったからである。

アチェ州のシャリア警察は引き続きシャリア規則の遵守を監視しているが、警察活動のレベルは各地区によって異なっている。シャリア警察の州全体の予算は 370 億ルピア（4,100 万米ドル）から 200 億ルピア（2,200 万米ドル）に減額されている。シャリアについて一般大衆を教育する活動、そしてシャリア法を施行する活動は依然として続いているが、それらの活動は以前ほど活発ではなくなっている。12 月 1 日に発表されたヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）の報告書では、アチェ州におけるシャリア法の施行についての懸念が表明されている。例えば、宗教警察や一般の警察はその任務の遂行において職権を乱用しているのである。また、その報告書では、個人間の紛争を解決するためのシャリア法の適用が一貫性を欠いていることも詳細に説明されている。

西アチェ州の職員は、シャリア警察官の数を増員させている。2009 年 10 月に（Bupati）地区の指導者である Ramli 氏が、きつすぎると考えられるズボンを着用している女性に対する規則を発表してからは、特に増員傾向が強まった。宗教警察はズボンを着用しているイスラム教の女性信者を拘束し、長いスカートに変えるか、あるいはズボンの上にスカートを着用するよう強制した。一部の女性たちは、法律に従ってオートバイに乗るときにスカートををはいていると不快になる、と不満を述べた。ズボンを着用している女性に対する法律が存在していないその他の地区でも、西アチェ州で法律が制定された後は、その要件が散発的に適用されるようになった。12 月 10 日、様々なメディアの支局が、バンダアチェ市におけるパンク音楽の取り締まりについて報じた。地方当局はコンサートに参加していた 60 人以上を拘束し、頭髪を刈り、宗教的な再教育を行った。

ラマダンの間、多くの地方政府は様々な娯楽施設に閉店するよう、あるいは営業時間を短縮するよう命じた。いくつかの地方政府は回覧物を発行し、夜間に営業している娯楽場、カフェ、およびレストランのラマダン月の営業時間を制限した。一部のレストランは自発的に閉店することを選択したが、ハラール食品（イスラム教徒が食べることができる食品）を出すこともせずに営業を続ける店もあった。それらの店は、店の所有者はイスラム教徒ではないことを示す看板を掲げることが多かった。

宗教省が実施するメッカ巡礼には、腐敗、貧弱な管理、そして不十分な行政サービスが見られるとの報告がなされることが多かった。

キリスト教徒のグループは、外国の宗教従事者がビザを取得あるいは延長するのは難しく

なっている、と述べた。宗教従事者のビザ取得の要件は、他のビザのカテゴリーに比べて面倒である。ビザを申請する場合は、宗教省の地方事務所および省内の事務所の双方から認可を受けなくてはならない上に、コミュニティにおける信者の数を明らかにしなければならない。また、申請者は、2年以内にその地位をインドネシア人に引き継ぐことを誓約しなければならない。そのビザを取得した外国人は、比較的妨害を受けずに活動を行っていた。開発活動を主目的としている、宗教的倫理を身に付けている労働者は、ソーシャルビザ（Social visa）の発行を目的に保健省あるいは教育省に登録することに成功する場合が多かった。

政府の無作為

政府は、アフマディー教団を対象とする継続的な差別、制限、および偶発的な攻撃に十分に対応していなかった。その攻撃は、ときには極めて暴力性が強いものになった。例えば、バンテン州チケウシクでは、1,500人以上のグループが3人のアフマディー教徒を殺害し、5人に傷害を負わせた。インターネットに掲載されたビデオ映像には、暴徒の集団が犠牲者を叩いて死亡させたが、警察官はそれを制止しなかった状況が示されている。NGOは、地方当局は暴力行為の発生が差し迫っているとの警告を発することもなく、攻撃の前に適切な予防措置を講じることも怠った、と報告している。その攻撃から数週間後、警察は12人の犯罪者を逮捕した。不正のために台無しになったと伝えられている裁判の後、その12人は起訴され、3ヶ月から6ヶ月までの不当に軽い懲役刑を受けた。攻撃によって負傷したアフマディー・コミュニティのあるメンバーは5月に逮捕され、攻撃を誘発した罪で起訴された。そして、懲役7ヶ月の判決が下されたのである。

政府は、MUIの2007年のファトゥワ（イスラム教に基づく宣告）を非難することを怠り、アフマディー教団などのイスラム教グループを排斥した。政府は、また、アフマディー教を明確に禁止したMUIの2005年のファトゥワ、ならびに地方政府による同種の禁止活動を非難することも怠った。更に、2011年、政府当局は、アフマディー教団のいくつかの施設に対する破壊行為を制止あるいは調査することを怠った。様々な場所でアフマディーのモスクが攻撃されたとの多くの報告がなされている。

前述のように、2011年、政府は、GKIヤスミン教会の再開を許可した2010年12月の最高裁判所の決定を執行するための具体的な行動を取らなかった。

セクションⅢ：宗教の自由に対する社会的尊重の状況

宗教的な帰属、信念、あるいは実践に基づく社会的虐待や差別が行われているとの報告がなされた。

社会の中でそのような虐待に対して特に大きな責任を持っている組織は、FPI、大規模な集団、および MUI である。個々の市民ならびに未確認の群集も、宗教に基づく社会的虐待・差別に加わった。更に、宗教に動機付けられた孤立的・散発的なテロも発生し、警察はそれに対して、調査、逮捕、起訴などの対応を取った。2011 年、ワヒド・インスティテュートは、FPI が直接関与した社会的虐待・差別は 38 件発生した、と報告した。

様々な NPO は、2011 年には虐待と差別が増加したと報告している。例えば、セタラ・インスティテュートは、2011 年には宗教の自由に対する非国家的組織による侵害は 194 件発生したが、2010 年は 183 件であった、と報告した。

FPI を始めとする強硬派のグループはアフマディー教団に対する攻撃姿勢を再確認し、アフマディー教を禁止するよう政府に圧力をかけた。人権活動家、大統領諮問委員会のメンバー、そしてムハマディア（Muhammadiyah：インドネシア第 2 のイスラム教組織）とナフダトゥル・ウラマー（Nadhlatul Ulama：イスラム教組織）の指導者たちは、引き続き、そのような禁止措置は憲法違反になると共に、イスラム教の原理にも反することになると主張している。それらの反対活動は、インドネシア・ウレマ評議会（Ulema Council）の地方支部が先頭に立って行っている場合が多い。2011 年、ワヒド・インスティテュートは、特にアフマディー教団を目標とした不寛容的行為は 65 件発生したと報告している。

アフマディーのコミュニティに対する社会的暴力のひとつの例であるが、FPI のメンバーはラマダン月に南スラウェシ州のマカッサルにあるアフマディー教団の施設を攻撃した。8 月 14 日、FPI のメンバーのグループがその施設の複数の窓（モスクの窓を含む）を破壊し、そこに駐車していた 1 台の自動車と 1 台のオートバイに損害を与えたのである。また、FPI のメンバーは、1 人の保安要員と法律扶助協会（LBH）の 2 人の弁護士補助員も攻撃した。それに加えて、彼らはその事件に対応していた 1 人の警察官も攻撃し、押し倒したと伝えられている。その攻撃の後、FPI のマッカサル支部の 3 人のメンバーは暴力行為を働いたことで起訴された。2011 年の末の時点で、裁判はまだ継続中であった。

また、2 月 6 日に発生した特に重大なケース（政府の不作为によって発生したと報告されているケース）では、強硬派グループのメンバーと地域住民がバンテン州チケウシクのアフマディー教団のコミュニティを攻撃した。その攻撃によって 3 人が殺害された。

2011年に発生したその他の宗派間対立の中には、シーア派のコミュニティに対する散発的な暴力事件が含まれている。例えば、2月15日、スンニ派の学校に通っている若者の集団が、シーア派に関係がある東ジャワ州パスルアンのYapiプサントレン（イスラム経の寄宿学校）を攻撃した。東ジャワ州のマドゥラ島では、シーア派とスンニ派のコミュニティ間の緊張が対立に発展する場合が多かった。そのような緊張は、経済摩擦や個人間の摩擦によって発生している、と報告されている。若者の集団は、マドゥラ島のSampangにおいて、反シーア派の宣伝などの挑発活動を行った後に、シーア派が所有していた建物を焼き払い、シーア派の信者たちを家から追い払った。その結果、300人もの人々が移転を余儀なくされた。

2011年には、過激派のテロリスト・グループが礼拝所に対する複数の散発的な攻撃を行った。例えば、4月15日、西ジャワ州チルボンの警察施設の中にあるモスクに対して自爆攻撃が行われた。政府はその事件に即座に対応し、調査を開始した。2011年の末、攻撃の立案に関わったことで起訴された13人の法的手続きが継続されていた。また、別のケースにおいては、中部ジャワ州ソロにある全福音ベテル（Bethel Injil Sepuluh）教会への自爆攻撃が行われ、2人の礼拝者が死亡した。

インドネシア諸教会コミュニオン（Indonesian Communion of Churches）とワヒド・インスティテュートによると、2011年、地方政府の職員と地域のコミュニティは免許を受けている、および受けていないいくつかの教会、およびアフマディー教団の礼拝所を強制的に閉鎖した。標的にされた教会の多くは民家や店先で運営されていたので、一部の教会は公的なショッピング・モール内のスペースを借りて礼拝を行い、強硬派グループからの潜在的な脅威を削減した。

国中の民兵グループと暴徒が、異端とみなされているイスラム・グループのいくつかの礼拝所、宗教学校、および住居を攻撃し、破壊し、強制的に閉鎖し、あるいは、設立を妨害した。いくつかのケースでは、警察は攻撃の犠牲者であった「逸脱グループ」のメンバーを一時的に拘束した。その表向きの目的はメンバーの安全確保であったが、攻撃者は逮捕しなかった。

更に、民兵グループと暴徒は、ときおり、芸術作品に攻撃を加えた。それらの作品は宗教的な感性を損なっているというのが、その攻撃の理由であった。例えば、9月18日、プルワカルタ（Purwakarta）の人々のグループは4つの伝統的な「ワヤン」人形の像を破壊した。

イスラム教徒は、バリ、パプア、北スラウェシ、および、イスラム教徒が少数派であるその他の地域ではモスクの建設が困難であることを報告した。

強硬派の宗教グループは、彼らの感情を害するメッセージを発したり活動を行ったりした人々に圧力をかけ、脅迫し、暴力を振るった。公衆道徳を支持している過激派は、ときおり、売春の温床となっているとみなしている、あるいは過激派に金銭を支払っていないカフェやナイトクラブを攻撃したが、2011年におけるそのような出来事の件数は過去数年間に比べて減少している。9月に起こったある事件では、イスラム教のいくつかの強硬派グループの活動家たちがジャカルタで開かれていたレスビアン、ゲイ、両性愛、トランスジェンダーに関する国際的な映画祭を妨害し、暴力に訴えるとの脅しをかけて映画の上映を中止させた。

FPIは、ラマダン月の日中に料理を提供していた南スラウェシ州マカッサルのレストランを襲った上に、前述のように、アフマディー教団の事務所にも攻撃を加えた。だが、過去数年間とは対照的に、FPIはジャカルタの娯楽施設の自警団員をラマダン月に襲うことはしなかった。

だが、FPIのメンバーは2011年のいくつかの暴力事件に関わっていた。教会やアフマディーのモスクに対する攻撃も、そのような事件の一部である。

各宗教グループ間の自発的な改宗は、法律で許可されているので、行われてはいるが、依然として論争の種になっている。一部の人々は、児童保護法に違反した罪で起訴された。彼らは、大きな組織の後押しを受けて、地域の若者の改宗を試みたと伝えられている。イスラム教徒の一部は、食料や小額の短期融資プログラムを餌にして貧しいイスラム教徒たちを改宗させたとして、キリスト教のグループを非難した。

セクションIV：米国政府の政策

米国政府は、宗教の自由に関する問題について、インドネシアの政府ならびに市民社会と頻繁に協働した。米国大使館およびスラバヤとメダンにある米国領事館は、宗教の自由に関する特定の問題について、インドネシア政府のあらゆるレベルの職員たちと定期的な会合を持った。大使館は、宗教の自由に関する公式声明を発表した。また、大使館のあらゆるレベルの職員は、宗教の自由を支援する米国の政策を明確にし、宗教的寛容について話し合い、そして宗教を尊重する姿勢を促進するために、宗教の指導者、イスラム教の社会組織の職員、および人権運動家と定期的に交流した。更に、大使館の職員は、暴力的な攻

撃の犠牲になった、あるいは、礼拝所や訓練施設を強制的に閉鎖させられた少数派の宗教グループのメンバーたちとも会合を持った。

大使館と領事館による活動に加えて、米務省国際宗教自由局の職員は9月にインドネシアを訪問し、宗教の自由に関連するいくつかの問題についてインドネシア側と協議した。

大使館と領事館の公的なアウトリーチ活動においては、民主的かつ多様な社会では宗教の自由と宗教的寛容が重要であることが強調された。また、大使館と領事館は、交換プログラムおよび市民社会プログラムを通して、多元的共存主義と寛容の姿勢を奨励した。

2011年、20人の学生リーダーたちが米国に渡り、学生リーダーを対象とした宗教多元主義に関する米国研修プログラム(SUSI)(米国政府が資金を提供するプログラム)に参加した。また、1人の大学教授も、研究者を対象とした宗教多元主義に関するSUSI(これも米国政府が資金を提供するプログラム)の一環として、渡米した。更に、インドネシアの4人の指導者たちが、多元主義と民主主義に関するインターナショナル・ビジター・リーダーシップ・プログラム(IVLP:米国政府が資金提供するプログラム)に参加するために渡米した。彼らは、国際宗教自由局および東アジア・太平洋局を始めとする米務省のいくつかの局の職員たちと会談した。

2011年、大使館と領事館は、メディア番組の制作を通してインドネシアの幅広い視聴者と接触した。それらの番組では、宗教の自由の問題を含む様々な問題についての米国の考え方が詳細に伝えられた。番組の中には共同制作のテレビ番組も含まれており、無料放送を行っている主要なテレビ局から放送された。

大使館は、ラマダン月の間にはいくつかのアウトリーチ番組を支援した。例えば、数回のイフタル(ラマダン月の夕食)を紹介する番組や、インドネシアの様々な人々を対象とする講演者番組などである。ラマダン月には、イスラム教コミュニティを担当する米国政府の特別代表がインドネシアを訪れ、暴力反対のキャンペーン活動と特別代表としての自らの役割について、インドネシアの全国的なメディアの支局の人々に講演を行った。それから間もなくして、大使館はイスラム教のヒップホップ・グループである「ネイティブ・ディーン(Native Neen)」をインドネシアの4つの都市へのツアーに招待した。10日間にわたるツアーの間、彼らは全国的なテレビ番組に出演し、数千人もの観客の前でいくつかの大規模なコンサートを開催すると共に、矢継ぎ早に行われたイベントに参加した。

大使館と領事館は、積極的なアウトリーチ・プログラムを通して聖職者たちと関わりを持

った。高等学校、大学、そしてプサントレン（イスラム経の寄宿学校）で行われたいくつかのプログラムでは、多様性、多元主義、そして宗教的寛容に焦点が当てられた。大使館と領事館は、イスラムの大学において多元主義の支持者を増やすと共に、宗教の自由、宗教的寛容、宗教多元主義、そして男女平等への理解を促進するために、キャンパスでのセミナー・プログラムを支援した。大使館が設けている 11 のアメリカン・コーナーのうちの 5 つは、イスラムの大学に置かれている。2010 年－2011 年の学年度において、40 人のフルブライト英語教育アシスタントのうちの 14 人をプサントレンに配置するスケジュールが立てられた。